

物品サービス税法の第 7 次改正

物品サービス税法（法律番号 10/2011）は、次のように改正される。

1. 前述の法律の第 15(a)(2) 項を次のように改正する:

15. (a) (2) 項 (a)(1) に規定する施設内に設置されたショップ、ダイビングスクール、スパ、ウォーター スポーツ施設、その他の同様の場所で販売される商品および提供されるサービス（ただし、そのような施設の従業員専用に営業するショップおよびカフェは除く）。

2. 前述の法律の第 15(b)(5) 項を次のように改正する:

15. (b) (5) 2023 年 1 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで 16% (十六パーセント)。

3. 前述の法律の第 15 条 (b)(5) の後に次の小節を挿入する:

15. (b) (6) 2025 年 7 月 1 日から 17% (十七パーセント)。

4. この法律による前述の法律の改正に伴って前述の法律に従って行われる規則に必要な改正は、この法律の発効日から 30 日が経過する前に策定され、官報で公表されるものとする。

5. この法律は、可決および批准後、官報で公表された日から施行されるものとする。